## 規制改革ホットライン処理方針 (令和3年3月9日から令和3年12月2日までの回答)

## スタートアップ・イノベーションワーキング・グループ関連

提案事項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
電波オークションの導入について。	その他		3
アマチュア無線局免許状の包括免許化について	対応不可		4
測量法第55条の13の廃止	対応不可		6
船荷証券のデジタル化	検討を予定		7
電波オークション規制改革	その他		8
老朽マンション建替え決議の要件の緩和	検討を予定		9
建設業における技術者の配置要件の緩和	ア)イ):検討を 予定 ウ):対応不可		10
キャッシュレス支払い手段による給与支払いについて	検討に着手		12
電動スクーターの規制緩和	【警察庁】 検討に着手 【総務省】 対応不可		13
海外製無線機器の国内使用について	対応不可		14

#### (注)

各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
所管省庁に再検討を要請(「」に該当するものを除く)する事項
再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

# 規制改革ホットライン処理方針 (令和4年1月14日から令和4年2月2日までの回答)

## スタートアップ・イノベーションワーキング・グループ関連

提案事項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
交通関連データの集積に向けた共通フォーマットの活用	検討を予定		15

#### (注)

	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
	所管省庁に再検討を要請(「」に該当するものを除く)する事項
	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

2年11月24日

回答取りまとめ日

所管省庁への検討要請日

スタートアップ·イノベーションWG関連

番号:1

2年12月16日

提案事項	電波オークションの	導入について。
具体的内容	費が主であり競争	【入他不動産賃貸収入を得ており、売上高は非常に大きい。売上原価になるのは低価な電波利用料と人件 原理が働いておらず独自性に欠ける寡占市場。電波使用料にオークションを導入して業種参入を容易にす 理を働かせて横並びの番組構成を是正すべきものと考えます。
提案理由	新規テレビ局設立は 多チャンネル化した る。た、多チャンネル 守る会的対えを関せるして またるでの対えを 社会的では 経過では での での での での での での での での での での	クションによって実質引き上げと同時に、他業態からの新規参入による硬直した業界の流動化。のための起業及び本格的設備投資の呼び込み。 ・
提案主体	個人	
	所管省庁	総務省
制度の現状	請を行うことが可能 また、放送法第3条	ついては、電波法第6条第8項に基づき、申請受付の公示を実施することになっており、希望する者は、申 きとなっています。 において、放送による表現の自由を確保する観点から放送番組編集の自由を規定しており、放送番組 自主自律の下、自らの責任において編集するものとなっています。
該当法令等	電波法第6条第8I 放送法第3条	Į

電波オークションについては、導入している諸外国の最新動向を注視し、引き続き検討します。

区分(案)	

その他

対応の分類

対応の概要

スタートアップ·イノベーションWG関連

番号∶2

		所管省庁への検討要請日	2年11月24日	回答取りまとめ日	2年12月16日
提案事項	アマチュア無線局免討	F状の包括免許化について			
具体的内容	免許状が必要であり、 を変更するだけでも、 は従事者免許証の範	F状の送信出力が50Wを超えて 申請者および審査者の手間が その都度届出が必要となってお 囲内であれば自由に操作できる る一方、変更の手続きをしていな 許化を提案する。	かかっており、趣味の手り無線技術を追求する。 り無線技術を追求する。 包括免許制度が一般的	≦続きとしては煩雑である 趣味の普及阻害要因とも りである。 現在の免許状績	。また、無線機の機種なっている。諸外国で
提案理由	通信及外域の 350万人、特別の 350万人、特別の 350万人、特別の 350万人、特別の 350万人、特別の 350万人、 350万人 35	本では総務省の規制が厳し(50 る場合は常時設置箇所のみでの な固定局と移動局で免許を分け	ています。日本におけるが約40万局、うちアマチリン、その資格の操作範し、その資格の操作範にの運用でしか認められる。 する事はほとんど無く、無るの都度申請が必要と思います。 その都度もあに良いと思います。 で可能な包括免許制度 国では100W~2,000	5アマチュア無線従事者等 コア無線連盟に加入して 田の中で電波法に適合し 自宅、移動先を含んで移 が移動局とは別の免許状 低線従事者免許証の操作 なっており、申請者側も報 なっておりですュアチェア はなうであり、ごく一部の国	会計証の保有者は約 局が約5万局でありまた設備を申請し免許状 動局の申請一つで良い を得る必要がありま 範囲での運用を認める 電側も煩雑で非合理 ら離れる方もいます。 要望します。
提案主体	個人				
L	I				

	所管省庁	総務省
	務大臣の免許を受ける 局を操作できる無線役が電波法令に定める 設の根本的基準に合い 事設計等に合致してい する等の場合には、無	は、無線設備などを備えた無線局を開設することが必要となります。無線局を開設するためには、総5ことが必要です(電波法第4条第1項)。また、アマチュア無線局を開設するためには、アマチュア無線 (事者資格が必要です(法第39条の13)。総務大臣は、申請者から提出された申請書等が 工事設計 支術基準に適合していること、 周波数の割当てが可能であること、 総務省令で定める無線局の開 改すること等のいずれにも適合しているかどうかを審査し(法第7条第11項)、また、当該無線設備等が工 いるか検査を行うこととなっています(法第10条、適合表示無線設備のみを使用してアマチュア局を開設 は線局の検査等の手続きが簡略化されます。)。このため、無線設備を把握することなく、無線従事者資 間設・運用を認めることはできません。
制度の現状	は、当該申請が、 工 務省令で定める無線 (法第7条第1項)。また す(無線局(基幹放送)	無線設備の設置場所、移動する無線局は移動範囲を申請することとなっており(法第6条)、総務大臣事設計が電波法令に定める技術基準に適合していること、 周波数の割当てが可能であること、 総局の開設の根本的基準に合致すること等のいずれにも適合していることを審査することとなっています、移動するアマチュア無線局の無線設備は、空中線電力が50ワット以下のものであることとされていま局を除く。)の開設の根本的基準第6条の2第2号)。このため、移動する無線局(移動局)と移動しない無別局として扱うことはできず、また移動する無線局が空中線電力50ワットを超えることはできません。
該当法令等	電波法第4条等 無線局(基幹放送局を	除〈。)の開設の根本的基準第6条の2第2号
対応の分類	対応不可	
対応の概要	の福祉を増進力を ・増進力を ・増進力を ・大き程 ・大き石 ・大きる 、大きて ・大き石 ・大 ・大き石 ・大 ・大 ・大 ・大 ・大 ・大 ・大 ・大 ・大 ・大	原であり、電波法は、そのような性質を持つ電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって公共を目的しており、その達成のため免許制度を採用しています。したがって、無線局を操作する者についきするため無線従事者免許が必要であるとともに、無線局については、無線設備等が基準を満たしています。は線局免許を必要としています。 対たっては、当該無線局が発射する電波によって重要無線通信など他の無線局に妨害を与え国民の生ないように、 工事設計が電波法令に定める技術基準に適合していること、 周波数の割当てが可能令で定める無線局の開設の根本的基準に合致すること等のいずれにも適合すること、無線設備等が工さとが必要です。 対き把握せず無線従事者免許に応じた包括的な免許制度を導入した場合、上記に適合、合致している、生かの要です。 対き把握せず無線従事者免許に応じた包括的な免許制度を導入した場合、上記に適合、合致している、生われることとなります。したがって、電波の有効な利用及び公共の秩序維持の観点から、本件要望が無線局は、比較的大きな空中線電力のものが想定され、その設置場所を把握することにより、重要無対に発信源を把握することにより、重要無対に発信源を把握することにつながりますが、一方、移動する無線局は、空中線電力が小さいものがり、重要無線局を認めた場合に、重要無線など他の無線局にから、発信源を把握することに、アマチュア無線局がアマチュア無線局のほか空中線電力の小さい無線局(特定小電力無線局)などと周波数を共用して電から共用できる無線局を減らすこととなります。 大体への影響を防止する観点から、無線設備から発射される電波の強さが基準値を超える場所には出入りすることができないように安全施設を設けることを義務づけておりますが、移動する無線局につ比較的小さいものが多いこと等を踏まえ、この対象外となっております。 記述監理上、移動する無線局と移動しない無線局を同じ扱いとすることはできず、また、移動するアマ線電力することは困難です。 記述監理上、移動することは困難です。 記述監理上、移動することは困難です。 記述音楽務、放送の業務、人命若しくは財産の保護又は治安の維持、気象業務、電気事業、鉄道事業

区分(案)	
-------	--

スタートアップ·イノベーションWG関連

番号∶3

所管省庁への検討要請日	2年12月4日	回答取りまとめ日	3年1月14日	
-------------	---------	----------	---------	--

提案事項	測量法第55条の13の廃止
具体的内容	「測量業者は、その営業所ごとに測量士を一人以上置かなければならない。」との規定は、GISやドローン等を用いて測量する昨今の状況にあっては意味をなさない規定であり、廃止すべきである。替わりに、事業規模等に応じて、測量士の人数を規定すれば十分に事足りると考えられ、測量の実態にあった規定に変更すべきである。
提案理由	この規定があるために、営業所の大小事業規模に関わらず、営業所ごとに最低1名の測量士を配置せざるをえず、非効率な営業を強いられている。特に、東京、大阪等の大都市圏においては、都府県をまたがって業務に従事することが非常に多く、営業所ごとに測量士を配置することに意味を見出せない。第55条の13が廃止されれば、機動的な事業展開を図ることができる。測量法上の届け出事項も簡素になることは確実である。
提案主体	株式会社日本インシーク

	所管省庁	国土交通省
制度の現状		1ては、測量業者としての営業能力(測量業を営む能力)を担保することを目的に、営業所(測量の請負契ごとに測量士を置くことを求めています。
該当法令等	測量法第55条の13	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	約を締結する事務所) ても必要な規定と認識	1ては、測量業者としての営業能力(測量業を営む能力)を担保することを目的に、営業所(測量の請負契ごとに測量士を置くことを求めているところであり、GISやドローン等を用いて測量する昨今の状況にあっしています。 方が推進されている今般の現状に鑑み、測量業の測量士については、フレックスや時差出勤等の働き方

スタートアップ·イノベーションWG関連

番号∶4

		所管省庁への検討要請日	2年12月4日	回答取りまとめ日	3年1月14日
提案事項	船荷証券のデジタ	V化			
具体的内容	なお、e-BLの普及	電磁的方法による提供も認める による手続の迅速化・円滑化は、 用できず、日本のみが法整備を行	船荷証券が流通する関	係国すべてがe-BLに活	
提案理由	紙媒体による情報は る。特にコロナの影情報を各種システルなかでも船荷記券 しまう等、貿易実務 (e-BL)には有価証が、当事者の外にが 要望が実現した場場合、コンテナ海道 Association、2019年	には、法令上、関係者間の取扱いの伝達・管理・保管、紙媒体で受象響下では、紙媒体のやり取りがういに入力する作業が遅れ、それがこついては、貨物の移動手段の高に支障が発生している。しかし、背野券としての法的裏付けがないた対してその効力が及ばない。合の効果について、紙の船荷証券に設立された非営利組織)。また中間のであるとが、	員した情報の社内システーレワーク拡大の妨げというでは、 でではいる紙媒体のの ではいては紙媒体のの ではいては紙媒体のの が表においては紙媒体の が、当事者が契約で定め がはe - B L 処理の3倍の ト削減が可能との試算が に、コロナ禍での船荷証が	ムへの再入力等に多大なるとともに、外出制限なるとともに、外出制限の因となっている。 のでは、一切では、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 の	な労力と時間を要して 収等の影響で、紙媒体の が先に目的地に到着して でおり、電子船荷証券 様の取り扱いをしている 、e - B L を50%採用した ontainer Shipping
提案主体	(一社)日本経済団	体連合会			
	所管省庁	法務省			
制度の現状		ハて, 船長当は荷送人等の請求に を電磁的方法により提供することに		荷証券を交付しなけれ	ばならないこととされて
該当法令等	商法第757条,第762条				
対応の分類	検討を予定				
対応の概要	有価証券である船荷証券は、貿易など国際的な取引の場面で利用されるものである以上、我が国だけが電磁的方法によってその交付等を制度上認めても、諸外国が同様の制度を有しない限り、実際の利用は困難ですが、現時点では諸外国の立法が進んでいない状況にあります。このため、電磁的方法による海上運送状(商法第770条第3項)や契約に基づく船荷証券の権利内容の電磁的取扱いといた現在の実務慣行では対応できないとする関係者のニーズや、国際的な動向を注視し、関係省庁や関係団体とも連携して検討して参りたいと考えています。まずは、船荷証券のデジタル化に関する具体的なニーズを把握する必要があるため、関係省庁及び関係団体と連携して、急に関係者の具体的ニーズの把握に努めたいと考えています。また、その過程で必要に応じて海外法制の調査等の基礎診査をした上で、これらの結果を踏まえ、制度の見直しに関する具体的な論点の整理に着手することとしたいと考えています。				
区分(案)					

スタートアップ·イノベーションWG関連

所管省庁への検討要請日 2年12月18日 回答取りまとめ日	3年1月27日
-------------------------------	---------

提案事項	電波オークション規制改革
具体的内容	周波数帯域の利用免許を競売で電気通信事業者に売却して事業を行わせるものである。有限な公共財である電波を有効利用するための手法である。
提案理由	本来、国民の共有財産である電波を独占的に利用し、反日的な報道などが常態化しているオールドメディアを改革し、電波を 次世代通信などの利用するため。
提案主体	個人

	— —	総務省
	電波法第4条により、第ならないとされています	無線局を開設しようとする者は総務大臣の免許を受けなければ す。
該当法令等	電波法第4条	
対応の分類	その他	
対応の概要	電波オークションについ	いては、導入している諸外国の最新動向を注視し、引き続き検討します。

区分(案)	
-------	--

スタートアップ·イノベーションWG関連

提案事項	老朽マンション建替え決議の要件の緩和
具体的内容	区分所有法における老朽マンションの建替え決議の成立要件の緩和
提案理由	老朽マンションの再生が進まなければ、安全・安心な居住環境が確保されないばかりか、周辺地域の防災にも影響を及ぼす。しかし、「建替え決議」の成立には、区分所有者および議決権の各5分の4が必要であり、高いハードルになっている。このため、成立要件を緩和すべきである。
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁	法務省	
制度の現状	現行の建物の区分所 ています。	有等に関する法律は,建替え決議について区分所有者及び議決権の各5分の4以上の賛成を要件とし	
該当法令等	建物の区分所有等に関する法律第62条第1項		
対応の分類	検討を予定		
		を含む老朽化マンションの再生を円滑化する方策については、規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議 当庁と連携して検討してまいります。	

区分(案)	
-------	--

スタートアップ·イノベーションWG関連

所管省庁への検討要請日 3年1月27日 回答取りまとめ日 3年2月18日
--------------------------------------

	Table West and a Life to a Table Till a valid
提案事項	建設業における技術者の配置要件の緩和 
具体的内容	ア. 専任技術者の配置要件の緩和イ. 監理技術者の配置要件の緩和ウ. 主任技術者の配置要件の緩和
提案理由	(ア.専任技術者の配置要件の緩和) 建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、許可を受けようとする建設工事についての専門的知識が必要となる。また、見積、入札、請負契約締結等の建設業に関する営業は、各営業所で行われることから、営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関して、一定の資格または経験を有した専任技術者を設置しなければならない。更に、建設業法では、専任技術者は「営業所ごとに専任の者を設置」することとされているため、その営業所に常勤していることが必要である。一方で、建設業界における技術者不足が深刻化するなか、限られた人材を効果的に活用することが求められている。このため、「CTを活用することで、常勤として営業所で勤務する場合と同程度の勤務環境を担保できる場合については、専任技術者の現場配置を可能とするべきである。(イ、監理技術者の配置要件の緩和) 建設業法では、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は、6,000万円)以上となる場合には、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、監理技術者を設置し、建設工事の適正な施工を確保することとしている。のとのよが施行された10月1日以降、監理技術者は、「監理技術者補佐」を専任させた場合について、二つの現場兼務が可能となったが、年間を通じて工事を多く受注する事業者にとっては、引き続き人材の確保が困難となっている。このため、「CTの活用によって、常駐の場合と同程度の施工管理が担保できる場合については、監理技術者が兼務できる工事現場数の上限を更に緩和するべきである。(ウ、主任技術者の配置要件の緩和)建設業活では、建設業の許可を受けた事業者が建設工事を施工する場合には、元請・下請、請負金額に係わらず工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければならない、一方で、建設業許可を取得していない事業者が行う小規模工事(請負代金の額が500万円未満)の場合は、主任技術者の配置は求められていない。
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁	国土交通省
	営業所毎に専任の技術 また、当該営業所 常時連絡をとりうる体制 ことも可能としています 営業所専任技術者	は、建設工事の請負契約の適正化を図り、発注者を保護することを目的に、請負契約締結の拠点となる 所者を置くことを求めています。 こおいて請負契約が締結された建設工事であって、工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で 制にあるものについては、営業所専任技術者が当該建設工事の現場における主任技術者等を兼務する -。 信については、本年4月に通知を発出し、業務時間内において常時連絡を取ることができるなど、本店や 事している場合と同等の業務を遂行できる環境にある場合には、テレワークにより職務を行うことを可能
制度の現状	者の専任配置を求めて	等に関する重要な建設工事については、適正な施工をより厳格に確保する必要があるため、監理技術 こいるところですが、昨年の建設業法改正により、生産性の向上を図るため、監理技術者の専任配置要 術者補佐を工事現場毎に専任で配置した場合、監理技術者の兼務を可能(当面2現場)としたところで
		けて建設業を営む者は、その請け負った工事を施工するときは、主任技術者を置かなければならない。 受けずに政令で定める軽微な建設工事のみを請け負う者については、主任技術者を置くことは求めら
該当法令等	建設業法第3条第1項建設業法施行令第1条	
対応の分類	ア)イ):検討を予定ウ)	:対応不可
		が中建設工事の現場における主任技術者等が担う役割に留意しながら、ICT技術の進展も踏まえ、業界での導入による業務の効率化について、検討してまいります。
		場の実態やICT技術の活用方策等について調査・検証し(令和3年度予算要求中)、安全や品質を確保 方について検討してまいります。
対応の概要	り、許可業者に相応し 上の管理をつかさどる 低限の水準として定め	可を受けている以上、建設工事の注文者は、許可を得ているという状況に信頼を寄せて取引を行っておい適正な施工がなされることを期待している。建設工事の適正な施工には、その工事現場における技術技術者が必要であり、主任技術者の資格の要件は、許可を受けている建設業者が置くべき技術者の最ていることを踏まえると、許可を受けている業種については、政令で定める軽微な工事を請け負う場合の配置が必要であると考えています。

区分(案)	
-------	--

スタートアップ·イノベーションWG関連

区分(案)

		所管省庁への検討要請日	令和2年11月6日	回答取りまとめ日	令和3年6月16日
提案事項	キャッシュレス支払い	手段による給与支払いについて			
具体的内容		、の推進のために、現在、現金(例 イドカード、パーコード等)への支払			て、新しい決済手段
提案理由	の観点からキャッシュ キャッシュのデジタ	払いが前提の法制となっており、 レス化推進の阻害要因になってい い化による決済範囲の拡大 推進による個人間送金の円滑化 、スの可能性		込みも許容されているが、	利便性や手数料コスト
提案主体	(一社)日本フランチャ	イズチェーン協会			
	所管省庁	内閣府金融庁厚生労働省			
制度の現状					<b>座への振込が認められ</b>
該当法令等	労働基準法第24条 労働基準法施行規則	第7条の2			
対応の分類	検討に着手				
対応の概要	図られるよう、資金移 つ、労使団体と協議の	ップにおいて、「賃金の資金移動賞 動業者が破綻した場合に十分な移 D上、2020年度できるだけ早期の制 分が開始されました。その後、2021	類が早期に労働者に対 制度化を図る」とされて	を払われる保証制度等の こおり、2020/8/27の労働	スキームを構築しつ 政策審議会労働条件

スタートアップ・イノベーション班関連

所管省庁への検討要請日	令和3年3月4日	回答取りまとめ日	令和3年3月26日

提案事項	電動スクーターの規制緩和
具体的内容	電動スクーター等の100%アシスト可能な乗り物の公道での利用を許可してほしい.
	自転車並の速度であれば、公道を走行しても問題ないはず、にもかかわらず、公道での利用には、ナンバープレートなどの設置が義務付けられているため、利用までの手間から普及が進んでいない、シェアリングや混雑緩和など、多くの可能性があるため、出せる速度を法的に制限するなどして、自転車のように使用できるようにしてほしい。
提案主体	個人

	所管省庁	警察庁総務省国土交通省
	型特殊自動車、小型物では100円では100円では100円である。 しまる でんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ	見動機付自転車」は、当該車両の大きさ等に応じ、道路交通法(昭和35年法律第105号)上、自動車(大 持殊自動車、大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車)又は原動機付自転車に該当します。 見動機付自転車を運転しようとする者は、当該車両の種類に応じた運転免許を受けなければならないと トをかぶらないで大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車を運転してはならないとされ
制度の現状		では、地方税法上、当該車両が道路運送車両法における原動機付自転車に該当する場合には軽自 れることとなり、当該車両の標識については、徴収の確保を期するため、各市町村条例により取り付け
	基準においては、自重 応じて基準を定めてい	基準は、自動車及び原動機付自転車の安全・環境基準として、最低限の基準を定めたものです。保安 加車等の大きさ、構造等によって種別を分類し、それぞれの分類について最高速度等の走行性能等に はます。例えば最高速度20キロメートル毎時未満の二輪自動車又は原動機付自転車については、方向 等を適用しないこととしています。
	【警察庁】 道路交通法(昭和3 2項	5年法律第105号)第71条の4第1項及び第2項、第84条第1項及び第2項並びに第85条第1項及び第
該当法令等	【総務省】 地方税法(昭和25年 【国土交通省】	7月31日 法律第226号)
	○道路運送車両法(明	日和26年6月1日法律第185号) 安基準(昭和26年7月28日運輸省令第67号)
対応の分類	【警察庁】検討に着手	[総務省]対応不可
	に係る交通ルール等( また、令和3年4月か	年7月から開催している有識者検討会におきまして、電動キックポードをはじめとする多様な交通主体の在り方について既存のルールの変更も視野に幅広く検討を進めているところです。 5、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)の規定に基づき、一定の区域において、一定の要件を ドについて運転時における乗車用ヘルメットの着用を任意(ただし、強く推奨)とするための規制の特 予定しております。
対応の概要	【総務省】 制度の現状に記載の り付けることとされてい	とおり、当該車両が原動機付自転車に該当する場合においては、徴収の確保を期するため、標識を取 Nます。
		基準は、最高速度20キロメートル毎時未満の原動機付自転車について、昨年9月に保安基準の改正をその後面に取り付けた市町村(特別区を含む。)の条例で付すべき旨を定めている標識の番号等を確 を不要としました。

区分(案)	

所管省庁への検討要請日

令和3年3月24日 回答取りまとめ日

スタートアップ・イノベーション班関連

番号:10

令和3年4月16日

選条事項 海外製無線機器の国内使用について			716百万、07探引安明日	マ和3年3万24日 国音取りました	クロ
国体的内容 日郵政省令第7号  焼られており、改めて技術基準適合証明を取得しなければなりません。海外製の携帯電話。Bluetoのは 「特別機能を確か、販売、使用する豚の健健生なっており、事実上=重水設となっている本規則の改変、撤廃を希望します。 「現体的には海外で取得された規格を国内でも認め、未届けで使用できることを希望します。 「海外製無線機器の国内使用については、特に規制改革が行き届いていないと感じる部分であり、ぜひこの機会に再考頂きがいることです。 「海外製無線機器の国内使用については、特に規制改革が行き届いていないと感じる部分であり、ぜひこの機会に再考頂きがいることであることが出来ません。特定の無線帯域に限っても良いので、これらの規格を技適の代替ご認めることで本問題は解することとが出来ません。特定の無線帯域に限っても良いので、これらの規格を技適の代替ご認めることで本問題は解することとが出来ません。特定の無線帯域に限っても良いので、これらの規格を技適の代替ご認めることで本問題は解することとが出来ません。特別見がありますが、そもそも特例で系認できるならは、普通に承認しても良いはずで、その最美については規制の意義については、大き(こつあると理解しています。ついま帯域外で最初、もかっしはスプリアス輻射・振力のは規格でも同等の測定をしている関係から、積極的に代替採用すべきと考えます。日本は人口が密集しているなどの特殊性を持ち出されるかもしれませんが、特に小電力においてはその影響は軽徴と考えます。本規制があることで海外製い可機器の選択の幅が狭まり、国内での価格が高止まりすなどの弊害が発生しております。本が制を改変、撤廃することとで海外製の関係と関係を関係と同じ、共和の科学技術の一層の振興が期待できます。「他の合作を証明し、その旨をマークたよりますが、それぞれの国において、地質国の基準を定めらでは、これは、無線通信に関する周波数の割当状況や求められる技術的な要件が各国ごとに異なることや通信妨害や混信等をである。他国の活制度に確存なせずに、国国の通像を見ずらできません。これは、無線通信に関する周波数の割当状況や求められる技術的な要件が各国ごとに異なることを可能しません。これは、無線通信に依存なすが、製し国の規律を必ずを持ついて限りその使用を認める特別制度を設けていますが、これは、制度規制者が、180日以内の短期間の実験等の目的に限りその使用を認める特別制度を設けていますが、これは、無線機関を防力を対しまれば、180日以内の短期間の実験等の目的に限りその使用を認める特別制度を設けていますが、これは、無線機関では、ことにファンで、180日以内の短期間の実験等の目的に限りを必要していません。これは、無線機関では、180日以内の短期間の実験等の目的に限りをの使用を認める特別機関を設けていますが、これは、180日以内の短期間の実験等の目的に限りを必要しなことを目的では、180日以内の短期間の実験等の目的に限りをでは、180日以内の短期間に限りをでは、180日以内の短期間の実験をの目的に限りをでは、180日以内の短期間の実験をの目的に限りをでは、180日以内の短期間の実験をの目的に限りをでは、180日以内の短期間の実験をの目的に限りをでは、180日以内の関係と同じないのでは、180日以内のでは、180日以内のでは、180日は、180		海外製無線機器	の国内使用について		
いたころです。 海外の規格として、CE やFCCなどの規格取得をしているものの、技術基準適合証明(以下技適)を取得していないものは国いて使用することが出来ません。特定の無線帯域に限っても良いので、これらの規格を技適の代替と認めることで本書の関は解することを協みます。 現在実験のための特別派認という制度がありますが、そもそも特例で承認できるならば、普通に承認しても良いはずで、その意義については疑問を呈するところです。 無線における規制の差別については、大きく二つあると理解しています。一つは帯域外不要輻射、もう一つはスプリアス輻射です。海外の規格でも同等の測定をしている関係から、積極的に代替を採用すべきと考えます。 日本は人口が密集しているなどの特殊性を持ち出されるかもしれませんが、特に小電力においてはその影響は軽微と考えます。 日本は人口が密集しているなどの特殊性を持ち出されるかもしれませんが、特に小電力においてはその影響は軽微と考えます。 中本は人口が密集しているなどの特殊性を持ち出されるかもしれませんが、特に小電力をおとの弊害が発生しております。本規制があることで海外製に「機器の選択の幅が探まり、国内での価格が高止まりするなどの弊害が発生しております。本規を改変、撤廃することで、実験、教育用途に簡便に採用することが出来、国内科学技術の一層の振興が期待できます。 おきなの場合は、大きなのといますが、それぞれの国において、当該国の技術基準に適合することを確認するなど当該国の制に従った手続を経て、表示等を行う必要があります。例えば、日本において技術基準通合性が証明され、それが他国の基準、されが他国の基準適合性が証明され、それが他国の基準は大きないた。これは、無線通信に関する周波数の創当状況や求められる技術的な要件が各国ごとに異なることや通信妨害や混信等をくため、他国の活制度に依存せずに、自回の規律を定め、各権的な要がから自むに限りての自むに取りての自己に関することで通信妨害や混信等をくため、他国の活動を促作をでするため、日本で技術基準が定められていなに無線機関をおりていますが、これは、制度利用者が、用途、周波数その他の条件が本制度の対象範囲であることを届け出るという一定の管理の下、信の危険を回避するための環境を確保した上で実施する特別措置として位置付けられているものです。 ・電波法・特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則		日郵政省令第37 Wi-Fi等の機器を	号)に縛られており、改めて技術基準う 輸入、販売、使用する際の障壁となっ	適合証明を取得しなければなりません。 ており、事実上二重承認となっている	,海外製の携帯電話、Bluetooth、 本規則の改変、撤廃を希望しま
所管省庁 総務省  日本のみならず、世界各国では、当該国内で利用できる無線機器について技術基準を定めた上、当該国の法律に基づき 器の適合性を証明し、その旨をマークによって表示することで、利用可能とするという制度を定めています。米国ではFCCマク、欧州ではCEマークとなりますが、それぞれの国において、当該国の技術基準に適合することを確認するなど当該国の制に従った手続を経て、表示等を行う必要があります。例えば、日本において技術基準適合性が証明され、それが他国の基準一致した機器であったとしても、当該国の制度に基づき求められる手続や表示等を行わない限り、当該国で利用可能とはなません。 これは、無線通信に関する周波数の割当状況や求められる技術的な要件が各国ごとに異なることや通信妨害や混信等を、	提案理由	いところです。 海外ではというです。 海使の用する望みを望れるです。 現在実験のいては、 無す。 は、一次の規模です。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	C、CE やFCCなどの規格取得をしてい が出来ません。特定の無線帯域に限っ す。 の特例承認という制度がありますが、 疑問を呈するところです。 別の意義については、大きく二つある。 各でも同等の測定をしている関係から、 集しているなどの特殊性を持ち出され にで海外製IoT機器の選択の幅が狭ま	はるものの、技術基準適合証明(以下技ても良いので、これらの規格を技適の そもそも特例で承認できるならば、普通と理解しています。一つは帯域外不要に 積極的に代替を採用すべきと考えまいるかもしれませんが、特に小電力におり、国内での価格が高止まりするなどの	:適)を取得していないものは国内 代替と認めることで本問題は解 通に承認しても良いはずで、その 輻射、もう一つはスプリアス輻射 す。 いてはその影響は軽微と考えま の弊害が発生しております。本規
日本のみならず、世界各国では、当該国内で利用できる無線機器について技術基準を定めた上、当該国の法律に基づきた器の適合性を証明し、その旨をマークによって表示することで、利用可能とするという制度を定めています。米国ではFCCマーク、欧州ではCEマークとなりますが、それぞれの国において、当該国の技術基準に適合することを確認するなど当該国の制に従った手続を経て、表示等を行う必要があります。例えば、日本において技術基準適合性が証明され、それが他国の基準一致した機器であったとしても、当該国の制度に基づき求められる手続や表示等を行わない限り、当該国で利用可能とはなません。これは、無線通信に関する周波数の割当状況や求められる技術的な要件が各国ごとに異なることや通信妨害や混信等をくため、他国の活制度に依存せずに、自国の規律を定め、管理を行うことが必要であるためです。なお、総務省では、先進的な海外製品の流通を促進するため、日本で技術基準が定められていない無線機器であっても、国認証(FCC ID、CEマーク)があり、180日以内の短期間の実験等の目的に限りその使用を認める特例制度を設けていますが、これは、制度利用者が、用途、周波数その他の条件が本制度の対象範囲であることを届け出るという一定の管理の下、信の危険を回避するための環境を確保した上で実施する特例措置として位置付けられているものです。  ・電波法・特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則	 提案主体	個人			
日本のみならず、世界各国では、当該国内で利用できる無線機器について技術基準を定めた上、当該国の法律に基づきた器の適合性を証明し、その旨をマークによって表示することで、利用可能とするという制度を定めています。米国ではFCCマク、欧州ではCEマークとなりますが、それぞれの国において、当該国の技術基準に適合することを確認するなど当該国の制に従った手続を経て、表示等を行う必要があります。例えば、日本において技術基準適合性が証明され、それが他国の基準一致した機器であったとしても、当該国の制度に基づき求められる手続や表示等を行わない限り、当該国で利用可能とはなません。これは、無線通信に関する周波数の割当状況や求められる技術的な要件が各国ごとに異なることや通信妨害や混信等をくため、他国の法制度に依存せずに、自国の規律を定め、管理を行うことが必要であるためです。なお、総務省では、先進的な海外製品の流通を促進するため、日本で技術基準が定められていない無線機器であっても、国認証(FCC ID、CEマーク)があり、180日以内の短期間の実験等の目的に限りその使用を認める特例制度を設けていますが、これは、制度利用者が、用途、周波数その他の条件が本制度の対象範囲であることを届け出るという一定の管理の下、信の危険を回避するための環境を確保した上で実施する特例措置として位置付けられているものです。  ・電波法・特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則			<u> </u>		
器の適合性を証明し、その旨をマークによって表示することで、利用可能とするという制度を定めています。米国ではFCCマーク、欧州ではCEマークとなりますが、それぞれの国において、当該国の技術基準に適合することを確認するなど当該国の制に従った手続を経て、表示等を行う必要があります。例えば、日本において技術基準適合性が証明され、それが他国の基準一致した機器であったとしても、当該国の制度に基づき求められる手続や表示等を行わない限り、当該国で利用可能とはなません。これは、無線通信に関する周波数の割当状況や求められる技術的な要件が各国ごとに異なることや通信妨害や混信等をぐため、他国の法制度に依存せずに、自国の規律を定め、管理を行うことが必要であるためです。なお、総務省では、先進的な海外製品の流通を促進するため、日本で技術基準が定められていない無線機器であっても、国認証(FCC ID、CEマーク)があり、180日以内の短期間の実験等の目的に限りその使用を認める特例制度を設けていますが、これは、制度利用者が、用途、周波数その他の条件が本制度の対象範囲であることを届け出るという一定の管理の下、信の危険を回避するための環境を確保した上で実施する特例措置として位置付けられているものです。  ・電波法・特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則		所管省庁	総務省		
該当法令等・特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則	制度の現状	器の適合性を証 ク、欧州ではCET に従った手続を約 一致した機 ません。 これめ、無国のぞ なお、絶務の 国認証(FCC ID、 が、これは、制度	明し、その旨をマークによって表示する マークとなりますが、それぞれの国には 経て、表示等を行う必要があります。係 あったとしても、当該国の制度に基づる 信に関する周波数の割当状況や求め 結制度に依存せずに、自国の規律を定 は、先進的な海外製品の流通を促進 CEマーク)があり、180日以内の短期 利用者が、用途、周波数その他の条	ることで、利用可能とするという制度を おいて、当該国の技術基準に適合する 別えば、日本において技術基準適合性 ま求められる手続や表示等を行わない のられる技術的な要件が各国ごとに異れ の、管理を行うことが必要であるため するため、日本で技術基準が定められ 間の実験等の目的に限りその使用を 性が本制度の対象範囲であることを展	定めています。米国ではFCCマーことを確認するなど当該国の制度が証明され、それが他国の基準限り、当該国で利用可能とはないなることや通信妨害や混信等を限です。 いていない無線機器であっても、22のある特例制度を設けています。 はているに対しています。
対応の分類 対応不可	該当法令等		D技術基準適合証明等に関する規則		
	対応の分類	対応不可			

E () (E)	
区分(案)	

対応の概要

制度の現状欄に記載のとおりです。

スタートアップ·イノベーションWG関連

所管省庁への検討要請日 令和3年11月8日 回答取りまとめ日 令和4年2月
---------------------------------------

提案事項	交通関連データの集積に向けた共通フォーマットの活用
具体的内容	交通関連データの集積に向けて、一般旅客自動車運送事業者の許可申請および事業計画の変更申請について、GTFS-JPによるデータ添付が可能な形での電子申請を早期に実現すべきである。
提案理由	モビリティ分野においては、MaaS(Mobility as a Service)をはじめとして、交通データを駆使した新たなサービスの登場が期待されており、その実現に向けた交通関連データの集積・共有が喫緊の課題となっている。これに関連して、国土交通省では、2016年に「標準的なバス情報フォーマット(GTFS-JP)」を導入し、バス運行各社が有する路線図や時刻表、運賃、運行情報等の共通フォーマットでの公開を推進してきた。しかし、これらバス運行各社はじめ一般旅客自動車運送事業者が国土交通省に対して許可申請や事業計画の変更申請を行う際には、このGTFS-JPは活用されておらず、申請手続は現在も書面で行われている。また、「デジタル・ガバメント実行計画」(2020年12月25日閣議決定)では、変更申請のみ汎用受付システム上でのオンライン化対象とされているが(手続ID 35941)、同受付システムはGTFS-JPに対応していない。 GTFS-JPの普及が進むことで、国土交通省におけるGTFS-JPデータの集積が可能となり、将来的に交通データプラットフォームの基盤になることが期待できる。
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	他方、規制改革実施語	での許可申請及び事業計画の変更の認可申請はオンライン化されておりません。 計画 主な実施事項(令和3年6月18日閣議決定)においては、書面の提出等を求める行政手続につい ンライン化することとされており、事業の許可申請及び事業計画の変更の認可申請は、令和7年までに、 可能となる予定です。
該当法令等	_	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要		経自動車運送事業者)が国土交通省に対して書面で行っている許可申請と事業計画の変更申請につい 情に活用できるかの観点も含めて検討し、令和7年までにオンライン化に取り組んでまいります。

区分(案)	
-------	--